

三原市水道事業広告掲載取扱要綱

平成 25 年 2 月 1 日

水道事業要綱第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民間企業等との協働により新たな財源を確保するとともに、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、三原市水道事業（以下「水道事業」という。）の資産等を広告媒体として活用し、広告掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第 2 条 水道事業の資産のうち、広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道事業の印刷物
- (2) 水道事業のホームページ
- (3) 水道事業の財産
- (4) その他広告媒体として活用できる資産等で水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるもの

(広告掲載の基本原則)

第 3 条 広告媒体に掲載する広告は、広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）の事業の適正化、消費者の保護、地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民等への生活情報の提供に資するものとし、その基本原則は次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 関係法令及び社会秩序を遵守したものであること。
- (6) 掲載された広告内容についての一切の責任は、当該広告の申込者が負い、水道事業は責任を負わないものであること。

(掲載しない広告)

第 4 条 広告媒体に掲載しない広告は、前条の規定に反するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 広告の受け手が水道事業の一部であるかのように混同するおそれがあるもの

- (2) あたかも水道事業が推奨しているかのような表現のもの
- (3) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (4) 意見広告及び名刺広告に類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (6) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (7) 求人広告に類するもの
- (8) 印刷物等の使用及び発行目的に支障をきたすもの
- (9) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (10)青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (11)消費者被害未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12)その他管理者が適当でないと認めたもの

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、広告掲載位置、募集方法、掲載料及び選定方法については、広告媒体ごとに、その性質に応じ、管理者が別に定める。

(広告審査委員会)

第6条 広告媒体に掲載する広告の選定を適正に審査するため、三原市水道事業広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員長は部長を、委員は管理課長、工務配水課長、総務係長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 審査会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。
- 5 審査会の会議は、委員長が統括する。
- 6 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 7 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 8 審査会の庶務は、管理課総務係において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。